

第3 市 町 村 税 関 係

市 町 村 税 の 概 況

市町村税の概況は、「平成 23 年度地方財政状況調査」、「平成 24 年度市町村税の課税状況等の調」及び「平成 24 年度固定資産の価格等の概要調書等報告書」等の資料に基づいてとりまとめた。

一 平成 23 年度決算状況

- 1 市町村税は、国民健康保険税を除く収入総額が 2,935 億 9 千 4 百万円と、前年度の収入総額と比べ 24 億 3 千 7 百万円増、100.8%となった。これは、平成 22 年 10 月の、たばこ税の税率引上げにかかる平年度の増により前年度比 17 億 9 百万円、14.9%の増となったほかに、緩やかな景気回復により企業収益が改善したことから市町村民税法人税割が 4 億 9 千 9 百万円、3.0%の増となったことが主な要因となった。
- 2 徴収率は、調定総額 3,184 億 5 千 2 百万円に対し 92.2%であり、前年度に比べ 0.7 ポイント上昇した。これは、市町村における徴収体制の強化に加えて、平成 23 年 4 月 1 日から業務を開始した長野県地方税滞納整理機構により、大口滞納繰越案件の整理が進んだこと等が要因となった。
主な税目別に見ると、法人市町村民税が 0.1 ポイント、個人市町村民税が 0.6 ポイント、純固定資産税が 0.7 ポイントそれぞれ上昇した。(1 財政概要編 第 2 決算関係 2 平成 23 年度普通会計決算状況(市町村)参照)
- 3 標準税率超過収入額は 27 億 2 千万円であり、このうち市町村民税法人税割に係る分は、18 億 8 千 4 百万円で、全体に占める割合は前年度に比べ 1.2 ポイント上昇し 69.3%となった。
- 4 税収入総額に対する税目別の構成比は、第 1 表のとおりである。固定資産税が 48.2%、市町村民税が 40.0%で、両税を合わせて全体の 88.2%を占めた。次いで、都市計画税 4.6%、市町村たばこ税 4.5%、軽自動車税 1.7%となった。

二 平成24年度の課税状況

1 市町村税の税率の採用状況は、第3表及び第5表のとおりである。

超過課税実施団体は、市町村民税法人均等割 12、同法人税割 38、固定資産税 11 となっている（法人均等割、法人税割は不均一課税団体を含む）。

2 個人市町村民税の課税状況は、第4表及び第6表のとおりである。

納税義務者総数は、1,071,585 人であり、前年度に比べ 2,004 人、0.2%増加している。

納税義務者のうち給与所得者は 784,369 人と前年度に比べ 701 人、0.1%増加しており、全体の 73.2%を占めている。

また、納税義務者の県人口（平成 23 年度末住民基本台帳人口）に対する割合は 49.9%である。

所得割の納税義務者は、927,273 人であり、前年度に比べ 6,650 人、0.7%増加し、総所得金額等は 2 兆 6,039 億 7 千万円で前年度に比べ 131 億 6 千 3 百万円、0.5%増加している。

所得控除額は 9712 億 2 千 9 百万円と前年度に比べ 730 億 7 千 4 百万円、7%減少し、税額控除額等は 35 億 7 千 1 百万円と前年度に比べ 2 億 3 千 8 百万円、6.6%減少している。

これらの結果、所得割額は 935 億 6 千 9 百万円と前年度に比べ 53 億 7 千万円、6%増加している。

3 固定資産の価格等の推移及び固定資産税の課税状況は第 7 表から第 10 表のとおりである。

全県の土地の評価総地積は、平成 24 年 1 月 1 日現在 47 億 3,127 万㎡で、前年度に比べ 1,103 万㎡減少した。決定価格は、評価替え及び地価下落を反映した宅地の下落修正を行った結果、全体で 7 兆 8,434 億 2 千 4 百万円で、前年度に比べ 3,127 億 6 千 8 百万円、3.8%減少した。また、課税標準額（法定免税点以上のもの。以下同じ。）は、3 兆 2,673 億 8 千 7 百万円で、前年度に比べ 1,002 億 1 千 9 百万円、3.0%の減少となった（概要調書ベース）。

次に、平成 24 年 1 月 1 日現在の全県の家屋の床面積は 1 億 8,604 万㎡で、前年度に比べ 48 万㎡、0.2%増加した。課税標準額は、評価替えを行った結果、4 兆 3,024 億 1 千 1 百万円で、前年度に比べ 4,758 億 1 千 2 百万円、10%減少した（概要調書ベース）。

また、平成 24 年 1 月 1 日現在の全県の償却資産の課税標準額は 1 兆 9,924 億 4 千万円で、前年度に比べ 356 億 7 千 6 百万円、1.8%減少した。

価格等の決定者別に前年度と比較すると、市町村長決定分が 2.0%の減少、知事決定分が 4.8%の減少、総務大臣決定分が 1.3%の減少となっている（概要調書ベース）。

三 税制改正の概要

平成24年度の市町村税に係る税制改正では、税制の公平性の確保及び課税の適正化並びに新成長戦略の実現の観点から、個人住民税における給与所得控除の上限設定、退職所得課税の見直しや環境関連投資促進税制の拡充等のほか、固定資産税等の住宅用地に係る据置特例の経過的措置を講じた上での廃止などが行われるとともに、住民自治の確立に向けた地方税制度改革として「地域決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)」が導入された。

この他、市町村に譲与される自動車重量税について、環境負荷の小さい検査自動車等の自動車重量税を免税若しくは軽減するほか、一部の検査自動車を除き本則税率を適用されることとなった。また、市町村に交付される自動車取得税は、環境性能に極めて優れた自動車に重点化して「エコカー減税」が延長されている。

さらには、地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくこととされた。

個人所得課税

1 給与所得控除の上限設定等（所得税・住民税）

給与等の収入金額が年 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額に245万円の上限を設ける。

	所得税		住民税(個人)
給与所得控除	給与等の収入金額	<現行>	<改正案>
	180 万円以下	収入×0.4(最低控除額 65 万円)	245 万円
	180 万円超 360 万円以下	72 万円+(収入-180 万円)×0.3	
	360 万円超 660 万円以下	126 万円+(収入-360 万円)×0.2	
	660 万円超 1000 万円以下	186 万円+(収入-660 万円)×0.1	
	1000 万円超 1500 万円以下	220 万円+(収入-1000 万円)×0.05	
	1500 万円超 2000 万円以下		
	2000 万円超 2500 万円以下		
	2500 万円超 3500 万円以下		
	3500 万円超 4000 万円以下		
	4000 万円超		
適用時期	平成25年分以後の所得税に適用		平成26年度分以後の個人住民税に適用

2 退職所得課税の見直し（所得税・住民税）

勤続5年以下の退職手当等の支払者の役員等に係る退職所得の課税について、収入金額から退職所得控除額を控除した残額の1/2とする措置を廃止。

	所得税	住民税(個人)
課税標準	<現行> 一律 (収入－退職所得控除) × 1/2	<改正案> 勤続5年以下の法人役員等 収入－退職所得控除 その他 [改正なし]
	適用時期	平成25年分以後の所得税に適用
		平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等に適用

※ 「役員等」とは、「法人税法第2条第15号に規定する役員」「国会議員及び地方議会議員」及び「国家公務員及び地方公務員」をいう。

3 特定支出控除の見直し(所得税・住民税)

特定支出控除の範囲に、弁護士、公認会計士等の資格取得費、勤務必要経費（図書費、衣服費等）を追加するとともに、適用判定の基準を給与所得控除の2分の1（現行：控除額の総額）とする。

	所得税	住民税(個人)
課税標準	<現行> 現行の特定支出 比較 給与所得控除 } 控除額	<改正後> 拡充 勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費) } 65万円上限 資格取得費(弁護士、税理士、公認会計士など) 資格取得費(上記の資格を除く) 現行 研修費 通勤費 転居費 帰宅旅費 } 比較 } 控除額 勤務費用の概算控除(1/2) 給与所得との負担調整(1/2) } 給与所得控除
	適用時期	平成25年分以後の所得税に適用

4 認定長期優良住宅を新築等した場合の所得税額の特別控除の見直し

税額控除額の上限額を50万円(現行:100万円)に引き下げた上、適用期限を2年延長。

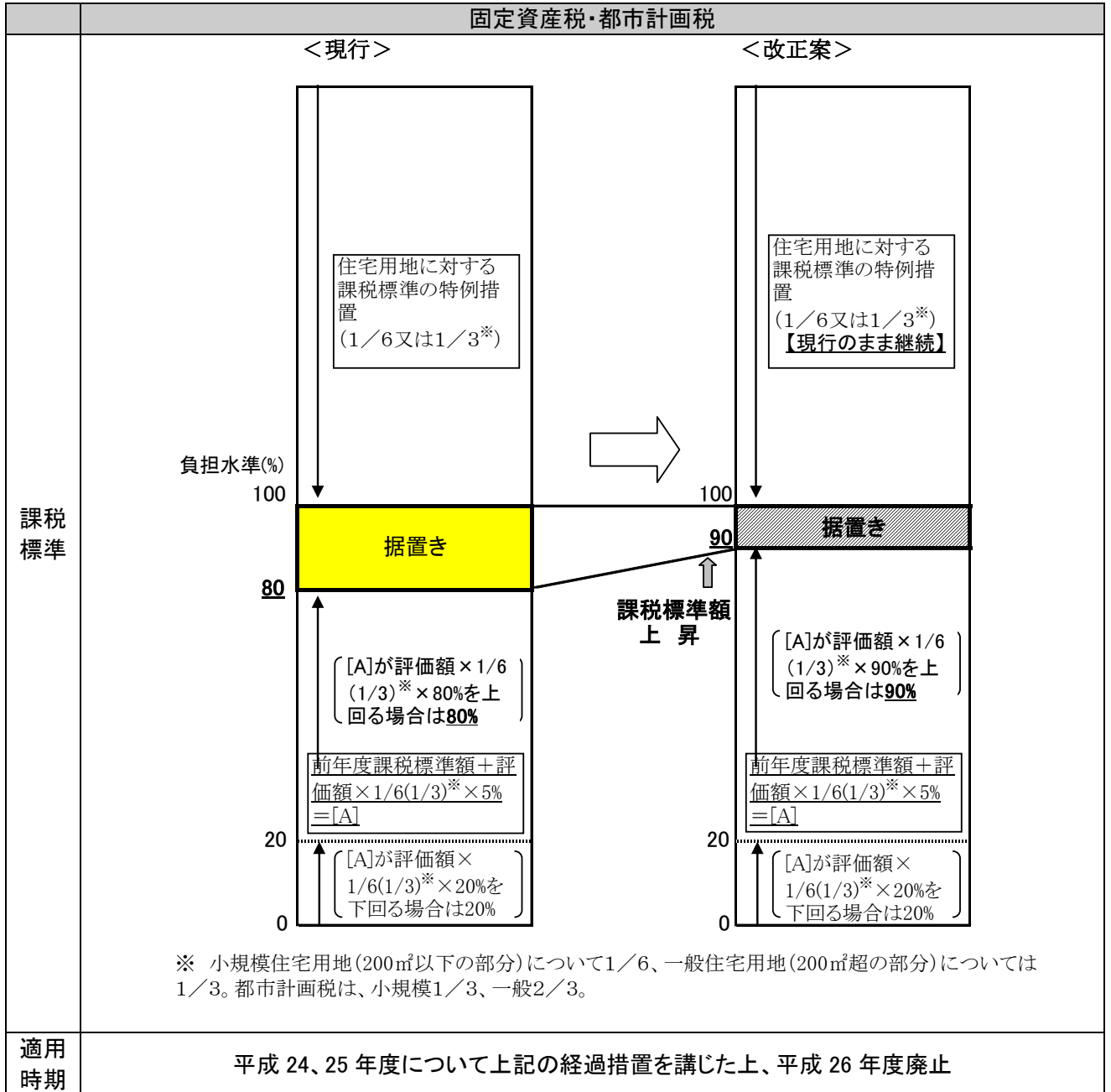
5 住宅ローン減税の拡充

低炭素まちづくり促進法(仮称)に規定する認定省エネルギー建築物(仮称)のうち一定の住宅について、所得税における住宅借入金等特別税額控除の住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を拡充(認定長期優良住宅と同様の措置)し、所得税の控除残額について最高9.75万円を限度に個人住民税から減額。

住宅・土地税制

1 固定資産税等の住宅用地に係る据置き特例を経過的な措置を講じた上、廃止

住宅用地に係る負担調整措置における現行の負担水準80%を、平成24年度、25年度について経過的に90%とした上で、平成26年度に廃止。



法人課税

1 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例の見直し

中小企業者等の試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を2年延長。

2 環境関連投資促進税制の拡充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備（太陽光パネルや風力発電設備）で一定規模以上のものに限定した上、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合の即時償却制度を創設。

3 社会・地域貢献準備金制度の廃止

日本郵政株式会社法の改正を前提に、社会・地域貢献基金が廃止の場合、社会・地域貢献準備金制度を廃止。

- ※ 移行期間内の各事業年度において損金に算入した積立金額について、10年間の各事業年度において均等に益金に算入し、課税。

地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

1 地方税の充実

- 地域主権改革を進めていく観点から、地方税の充実が重要である。
- 地域主権改革の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

2 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

- 現行の地方制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革する。
- 地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み（「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」）を導入。
 - ・下水道除外施設について、固定資産税の償却資産のうち大臣配分資産又は知事配分資産を除く資産の課税標準は、4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

3 税負担軽減措置の見直し

- 固定資産税等の特例措置について見直し
 - ・再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の廃止
 - ・鉄道駅のバリアフリー化に伴い設置されるホームドア及びエレベータに係る課税標準の特例の創設
 - ・図書館、博物館、幼稚園を設置する一般社団・財団法人（特例民法法人から移行した一定の法人）に係る固定資産税等の非課税措置を追加 等

4 消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

地方自治体の「執行の責任の拡大」や「住民の利便性の向上」等の観点から、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大を進めることが必要。当面、「納税相談を伴う収受」等の取組みを進める。

その他

【環境関連税制】

○ 自動車重量税の見直し

- ① 車検証交付時点の燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たす電気自動車、プラグインハイブリッド車、乗用車等の検査自動車について、本則税率を適用。

- ② 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車等のうち、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもので、一定の基準を満たす電気自動車、プラグインハイブリッド車、乗用車等の検査自動車について免税又は 50～75%軽減。
- ③ ①②以外の自動車に適用される「当分の間税率」について、新車新規登録から 13 年超の自動車を除き、引下げ。

○自動車取得税における「エコカー減税」の再編等

- ① いわゆる「エコカー減税」について、最新の燃費基準に切り替えを行い、環境性能にきわめて優れた電気自動車、天然ガス車、プラグインハイブリッド車、乗用車等の自動車の負担軽減に重点化して免税又は 50～75%の軽減を適用した上で、3 年延長。
- ※ 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の新車取得について適用。

- ② 一定の先進安全自動車(ASV)及び一定のバリアフリー車両の取得に係る課税標準の特例措置を創設。

《税制改正大綱に基づく車体課税：自家用乗用車の場合》

		自動車重量税 (0.5tごと／年間)	自動車取得税
本則税率		2,500 円	取得価額の 3%
【自動車重量税】 H24.5.1 ～27.4.30 新車 新規検査	電気自動車・プラグインハイブリッド車等	免税 ^{※3} (軽減率 100%)	免税 (軽減率 100%)
	平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル車		
【自動車取得税】 H24.4.1 ～27.3.31 新車取得	平成 17 年排出ガス規制に適合したガソリン車で、基準値より 75%以上 NOx ^{※1} 等の排出量削減	燃費基準 ^{※2} より 20%以上燃費向上 燃費基準より 10%以上燃費向上	取得価額の 1.25% (軽減率 75%)
		燃費基準達成車	取得価額の 2.5% (軽減率 50%)
新車新規登録から 13 年超の車		5,000 円 (現行「当分の間税率」)	—
上記以外の車		4,100 円	取得価額の 5% (現行「当分の間」税率)

※1 NOx:窒素酸化物 ※2 平成 27 年度燃費基準 ※3 2 回目の車検時は 50%軽減

○地球温暖化対策のための税の導入

- 石油石炭税(国税)に、「地球温暖化対策のための課税の特例」を設け、CO2 排出量に応じた税率を上乗せ。 ※ 平成 24 年 10 月から段階的に実施し、平成 28 年 4 月に本格実施
- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みを検討。

【東日本大震災関連】

○福島復興再生特別措置法案(仮称)の策定に伴う新たな支援

- 法人税における原子力災害からの復興支援措置は、地方法人二税に自動影響。
- ※ 東日本大震災復興特別区域法と同様な内容を想定。